

米子地区 人・農地プラン

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
須坂市	米子地区（大字米子）	令和2年10月1日	令和2年10月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	77.9	h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	63.8	h a
③地区内における65才以上の農業者で後継者が不明な農業者の耕作面積の合計	62.8	h a
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.3	h a
（備考）		

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>・中山間地で、兼業農家が大半であり、新規農業就農者の育成等が難しい状況であるが、農作業の共同化等により、経営の継続が困難な農家をサポートし、農家数の減少を抑える必要がある。</p> <p>・離農や後継者不足による耕作面積の縮小により、耕作放棄地の発生・拡大が懸念されており、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取り組みを強化する必要がある。</p>
--

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>・農地中間管理機構や市、JAと連携し、地域内の分散錯綜した農地について面的集積を図りつつ担い手に集積する。その際、集落内には小規模農家、兼業農家しかいないため、隣接するほか地域の大規模法人に集積して地域の農業、農地を維持していく。</p>
--

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、157筆、7.3ヘクタールとなっている。

基盤整備への取組方針

- ・水田の石垣、水路等の施設の老朽化が顕著となっており、施設の長寿命化に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ・植栽活動や清掃活動を通じ、地域の景観を良好に保つとともに、「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識を地域住民に醸成し、これまで活動に参加していなかった方に、水路や農道等の施設の保全活動への参加を促す。

新規・特産化作物の導入方針

- ・遊休農地を活用し、蕎麦を栽培することで農地の保全を図るとともに、観光資源や地域特産品として活用する。

鳥獣被害防止対策の取組方針

- ・鳥獣害防護柵の保全とともに、有害鳥獣の駆除に取り組むこととする。